

新型コロナワクチン接種

オミクロン株対応ワクチン

1・2回目接種を終え、前回接種から3カ月経過した12歳以上の人が対象です。1人1回接種できます。従来のワクチンを上回る重症化・感染・発症予防効果が期待されます。

旧松心会館では予約なしで接種できます

対象は3・4・5回目接種のみ。事前予約者を優先するため、予約状況等によってはお待ちいただく場合があります。

市内の接種会場

接種会場	ワクチン	対象年齢	予約方法	実施日
集団接種	旧松心会館	モデルナ	予約サイトまたは ☎0120(580)530 受付時間： 午前9時～午後5時30分 (土・日曜日、祝日を含む)	水・金・土・日曜日
	正幸会病院	ファイザー	LINEまたは ☎070(8328)8038 受付時間： 正午～午後1時 (祝日を除く月・火・木・金曜日)	月～土曜日
個別接種	市内医療機関		各医療機関へ直接問合せ	

※1・2回目接種は正幸会病院で実施しています
 ※南部市民センターでの集団接種は1月29日をもって終了しました
 ※保健福祉センター1階で実施している予約サポートは2月28日(火)をもって終了します

問合先 門真市新型コロナワクチン接種専用コールセンター
 ☎0120(012)640 午前9時～午後5時30分(土日祝日を含む)

門真市文化や情報とふれあう手話言語条例を制定 施行日は5年4月1日

門真市では「手話は言語である」という認識のもと、市民が手話に接する機会をを広げ、手話言語やろう者に対する理解を促進することにより、障がいの有無にかかわらず、全ての市民が暮らしやすく地域で支え合う福祉の心あふれる思いやりのあるまちをめざし、この条例を制定しました。

◆手話言語条例とは

手話は手や指、身体の動きや顔の表情を使って視覚的に表現する言語です。この条例では、手話の普及や手話言語、ろう者に対する理解の促進に関する基本理念を定め、ろう者とうる者以外の人々が共生できる地域社会の実現をめざします。

◆手話への理解を深めましょう

市ではさまざまな取り組みを行っています。

- 公的機関や病院などへの手話通訳者の派遣
- ビデオ通話による遠隔での手話通訳
- 手話奉仕員養成講座
- 手話レベルアップ講座



両手人差し指をお互いに向け、回転させます



両手のひらを手前に向け、軽く前後させます

◆手話を学べるサークル

市内で活動する手話サークルがあります。地域の皆さんがろう者との交流を通じて手話を学んでいます。

- 手話サークル「くすのき」
- 手話グループ「ひまわり」

申込・問合先 障がい福祉課
 ☎06(6902)6154 FAX 06(6905)9510

市・府民税の申告が必要な人(例)

職業など	申告に必要な物
自営業	収支内訳書など ○本人確認書類(※) ○市・府民税の申告書 ○社会保険料(介護保険料を含む)の支払証明書(領収書)
大工、左官、建築手伝い、各種外交員など	
不動産所得のある人	支払通知書など ○生命保険、地震保険料の控除証明書 ○医療費の明細書など ○障がい者・勤労学生控除を受ける人は身体障がい者手帳や在学証明書
配当所得のある人 ※上場株式などの配当所得は源泉分離のため申告不要。申告分離課税の選択も可	
2カ所以上からの給与がある人 ※パート・アルバイトなどを含む	源泉徴収票など
3年中に中途退職をした人	

※本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証、障がい者手帳など)、個人番号確認書類(通知カード)

税金

5年度(4年中所得)市・府民税の申告

とき 2月16日(水)～3月15日(水)の平日午前9時～正午、午後1時～5時
 ※2月19日(日)のみ午前10時～正午、午後1時～3時に開設
 ※混雑を避けるため、申告期間とは個別に指定
 ※(市役所別館3階) 第3会議室
 対象 5年1月1日現在、市在住の人
 申告が必要な人 左表のとおり
 申告が不要な人 次のいずれかを満たす人
 ○4年中に収入が無い人
 ○合計所得金額が【35万円×(同一生計配偶者+扶養親族+1)+31万円】未満の人
 ※同一生計配偶者や扶養親族がない場合は45万円未満の人
 ※勤務先から市役所に給与支払報告書または公的年金などの支払報告書が提出される人
 ※所得がない場合でも国民健康保険料の算定や各種手当を申請するために証明書類が必要なのは申告が必要
 申請に必要な物
 本人確認書類、個人番号確認書類、公的年金または給与の源泉徴収票、医療費控除の明細書など
 ※郵送の場合は写しを同封
 申告方法 郵送または直接
 ※新型コロナウイルス感染症対策のため可能な限り郵送
 ◆申告期限後の申告
 申告期限後に、市・府民税または所得税の申告をした場合、個人市・府民税の税額決定が遅れる場合があります。また、課税(所得)証明書についても発

行時期が遅れる場合や申告内容の反映が遅れる場合があります。
 ◆南部市民センターに出張申告会場を開設
 当日、先着順で整理券を配布します。配布終了以降は受付できません。
 とき 2月8日(水)、9日(木)午前9時30分～正午、午後1時～4時
 ※昨年と会場が異なるため注意
 ※開設時間よりも前に待機不可
 申込・問合先
 〒571-85805
 ☎06(6902)58998
 「門真市役所」課税課
 ※市役所で税務署分は確定申告は受付不可。門真市税務署の申告会場へ提出
 ◆確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要
 会場内の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です。詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

10月1日からインボイス制度が開始
 この制度は複数税率に対応した仕入れ税額控除方式で、売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるために導入されます。事業者はこれまでの請求書等に「登録番号」の記載を追加する必要があります。また、インボイス発行事業者となるかは任意であり、取引状況や事業実態を踏まえて検討してください。登録を受ける場合は所管の税務署へ登録申請書を出してください。
 ※詳しくは国税庁ホームページのインボイス制度特設サイトを参照
 問合先 課税課
 ☎06(6902)58998
 原付バイク オリジナルナンバープレートのデザインに投票を
 市制施行60周年を記念して大阪樟蔭女子大学の学生がデザインを考えました。皆さんの投票をお待ちしています。
 投票期間
 2月1日(水)～2月28日(火)
 問合先 課税課
 ☎06(6902)58998
 投票フォームはこちら